

JICPA、補助金等の会計処理及び開示に関する研究報告を公表

Point
1

なぜ補助金等の研究報告が公表されたか？

我が国には補助金等に関する会計基準が存在しておらず、補助金等に係る会計処理及び開示についてさまざまな実務が行われています。このため、本研究報告では、**収益認識の時期、総額表示・純額表示及び表示区分等について実務上の課題を整理し**、現時点における考え方を取りまとめています。

なお、本研究報告は、実務上の指針として位置づけられるものではなく、実務を拘束するものではありません。

Point
2

どのような会計処理等の考え方が示されているのか？

本研究報告では、補助金等の収益認識の時点及び表示等についての考え方が示されています。収益認識の時点は、補助金等の交付額確定通知の受領時や付帯条件を満たした時点等、事実と状況に応じて判断することとされています。

表示は、原則として総額表示とし、収益に関する補助金等は原則営業外収益に、資産に関する補助金等は原則として特別利益又は営業外収益に計上するとされています。

Point
3

どのような課題が特定され、それを踏まえてどのような提言がされているか？

会計実務における課題として、補助金等の認識規準に関する会計実務の多様性、表示に関する会計処理方法の選択（収益又は費用控除）や圧縮記帳に関する会計処理の選択による企業間の財務情報に係る比較可能性の低下等が特定されています。

本研究報告は、**補助金等の認識規準及び補助金等の金額の開示の拡充により、企業間の比較可能性の確保が期待される**と提言しています。



ここに注目！

本研究報告は、補助金等に関する会計基準が存在しないことに起因して、多様な会計実務が見られる補助金等の会計処理及び開示について、実務上の課題を整理し、現時点における考え方を取りまとめたものとなっています。

特に、補助金の受領を前提として研究開発を実施している**スタートアップ企業や大型設備に対する補助金等を受領する企業**にとっては、補助金等（圧縮記帳を含む）の会計処理及び開示を検討するうえで参考になるものと考えられます。

本研究報告を契機として、今後、補助金等に関する会計処理及び開示の会計基準化が検討されるのか、要注目です！